

令和元年度  
経過観察指標に係る年次報告書(案)

令和3年 月  
富士山世界文化遺産協議会

## はじめに

「富士山」においては、「ビジョン・各種戦略」に定めた経過観察指標の拡充・強化及び「富士山包括的保存管理計画」に定めた観察指標に基づき、モニタリングを実施している。

富士山世界文化遺産協議会は、年1回、モニタリング結果の報告書を作成し、富士山世界文化遺産学術委員会の助言や富士山世界文化遺産協議会作業部会の意見を踏まえ、協議会の承認を得る。

この報告書には、「富士山包括的保存管理計画」第10章に定めた観察指標(目次3～5)の結果を記載し、富士山世界文化遺産協議会としての全体の総括(目次6)をしている。

「7 資産及び周辺環境における現状の変更」については、構成資産の管理等に携わる市町村、資産所有者等が、他の構成資産の情報を共有するため掲載している。

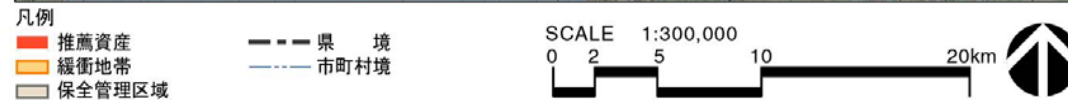
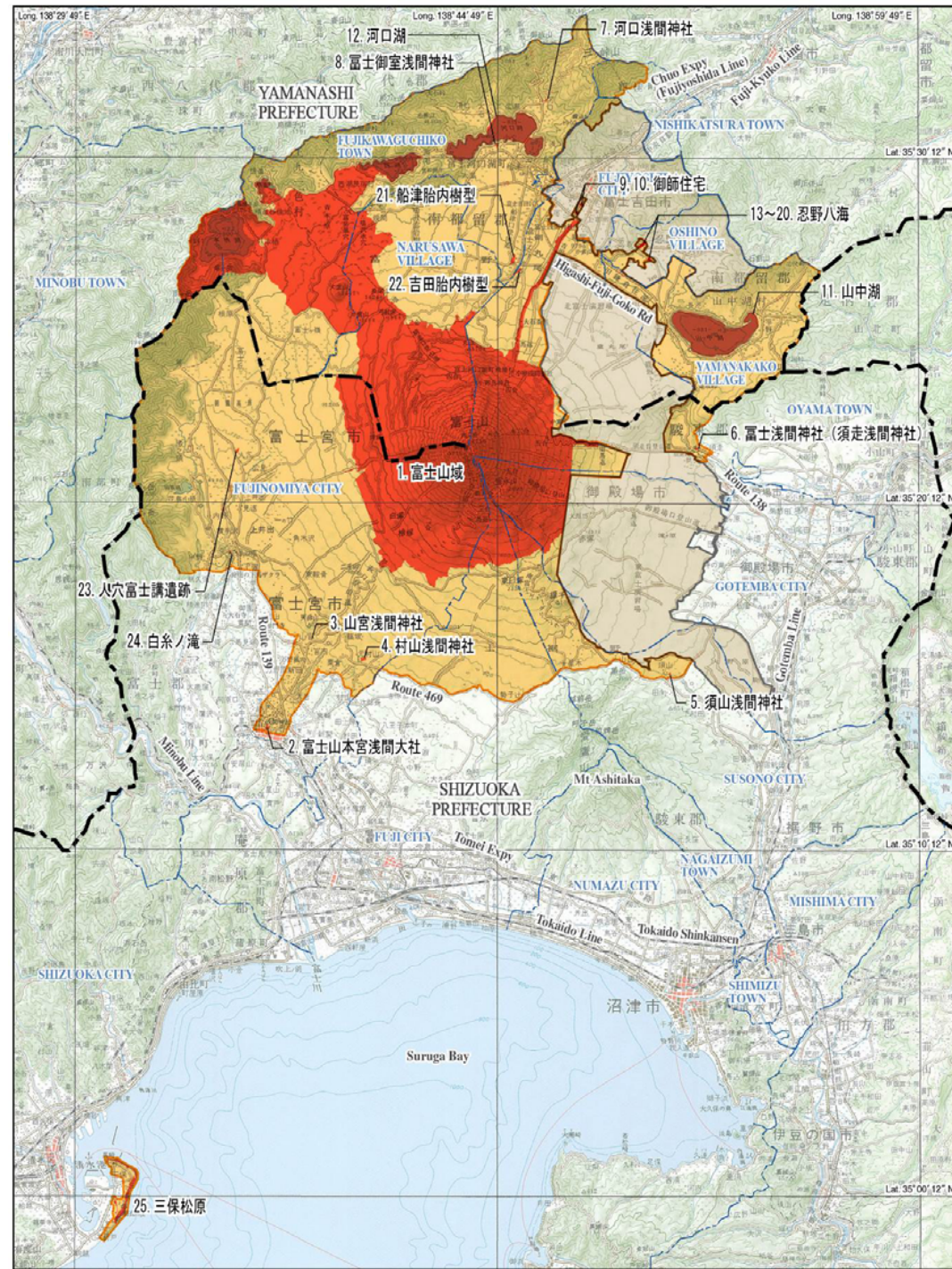
## 目次

1 基本情報	1
2 保護(指定等)状況	2
3 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標	3
4 「各構成資産及び構成要素の保護」に関する観察指標	6
5 「顕著な普遍的価値の伝達」に関する観察指標	7
6 総括	11
7 構成資産及び周辺環境における現状の変更	12
参考資料1 定点観測地点からの展望景観の変化	13
参考資料2 構成資産における整備事業の状況等	37

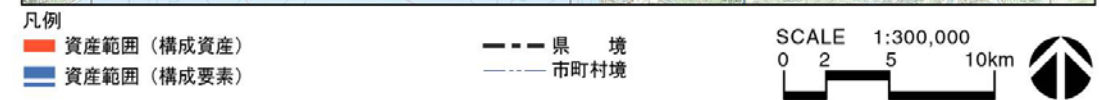
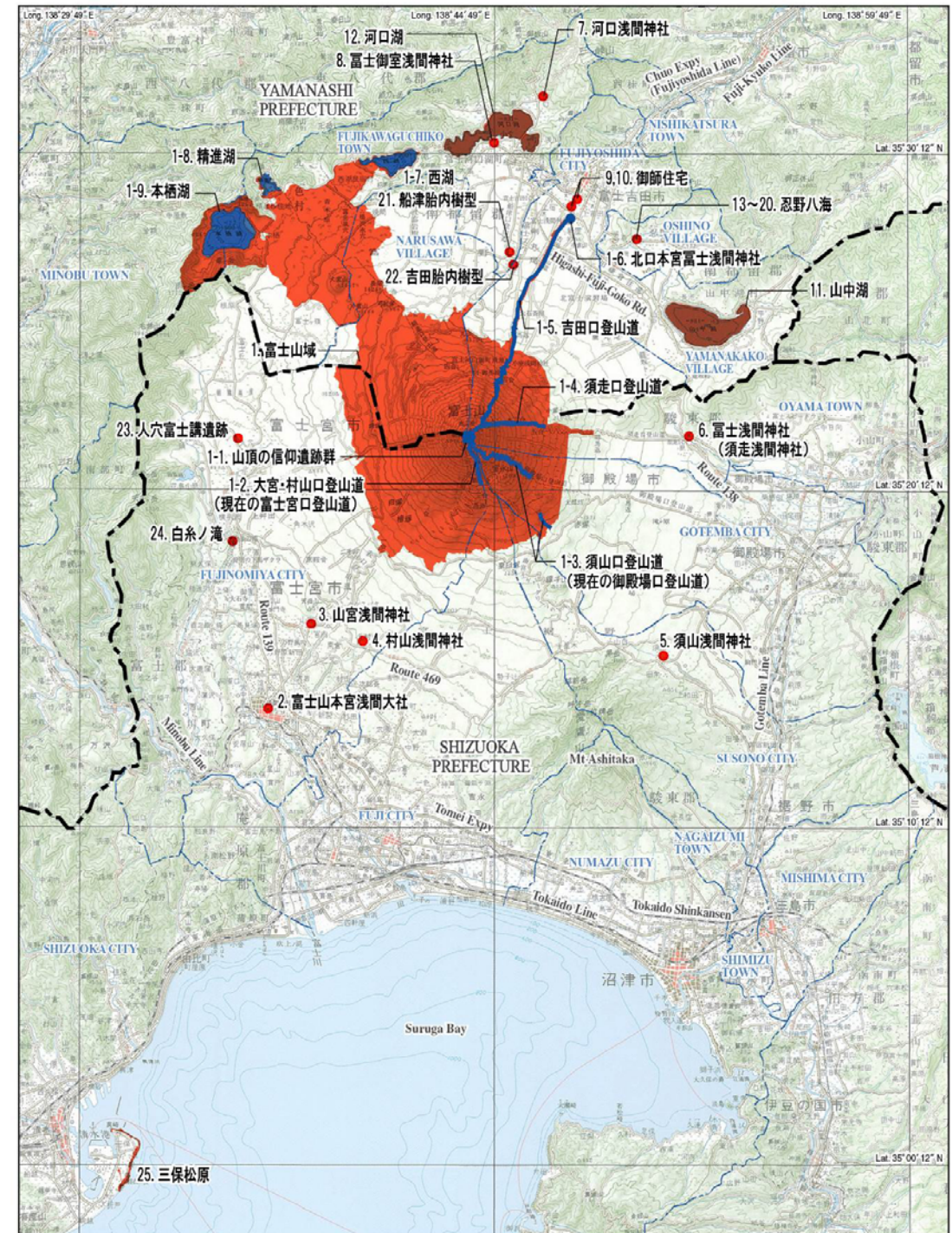


# 1 基本情報

構成資産、緩衝地帯及び保安全管理区域の範囲図



構成資産及び構成要素の位置図



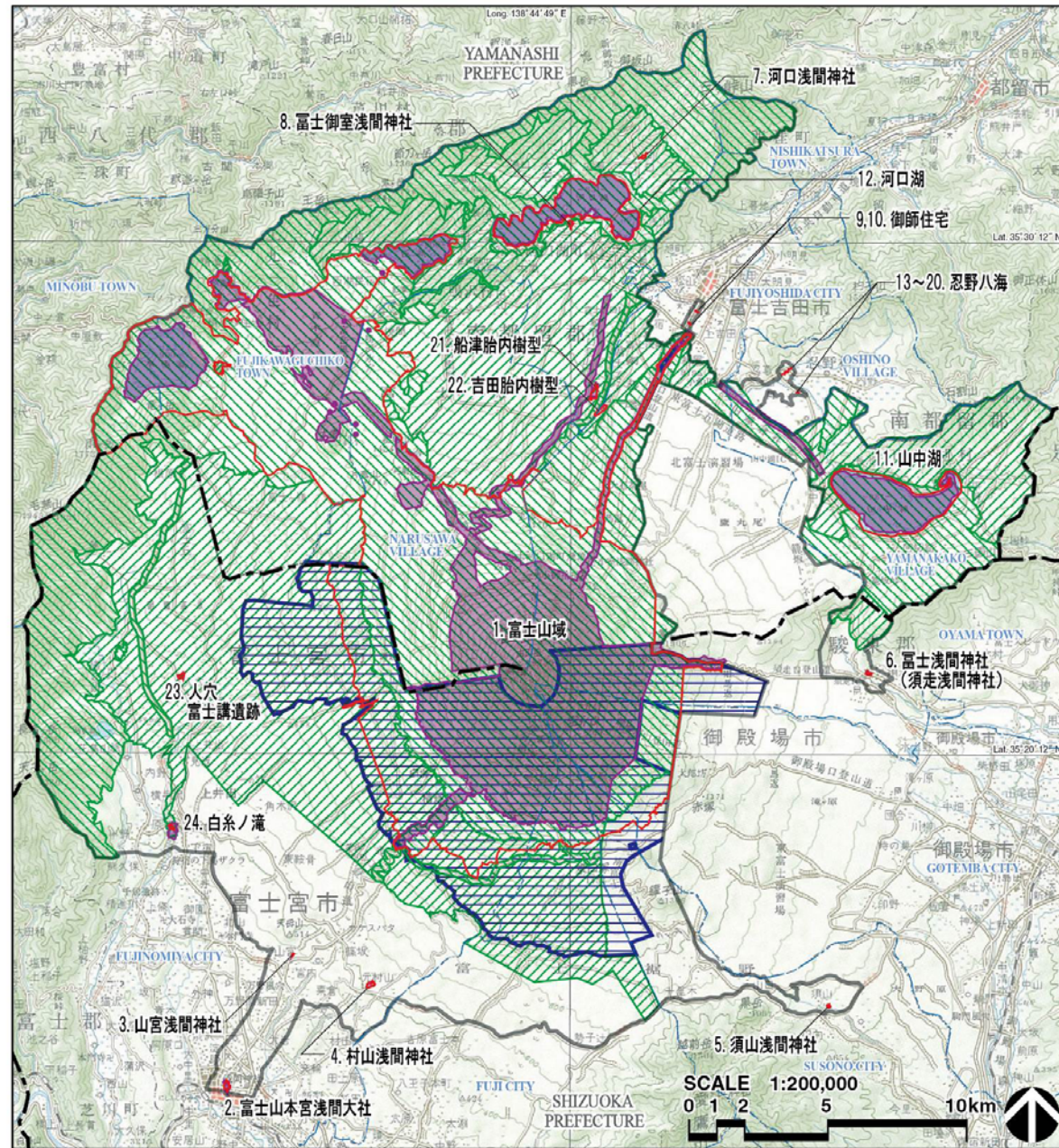
範囲

構成資産の面積 (ha)	緩衝地帯の面積 (ha)	保安全管理区域の面積 (ha)
20,702.1	49,627.7	20,291.5



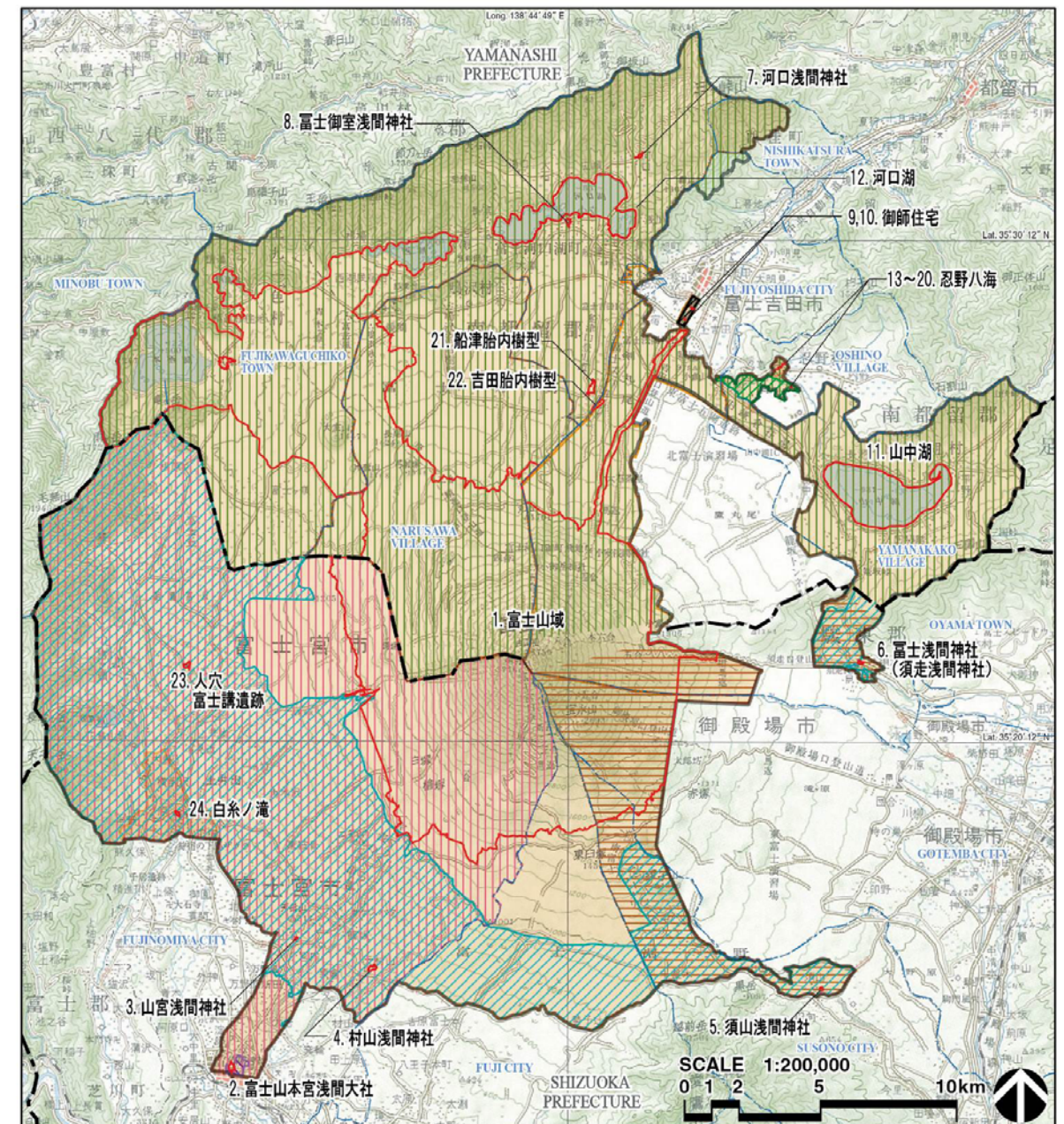
## 2 保護（指定等）状況

全体の法規制図1



- 凡例
- 資産範囲
  - 緩衝地帯
  - 文化財保護法
  - 自然公園法（国立公園特別地域）
  - 自然公園法（国立公園普通地域）
  - 国有林野の管理経営に関する法律（国有林野）
  - 県境
  - 市町村境

全体の法規制図2



- 凡例
- 資産範囲
  - 緩衝地帯
  - 景観法
  - 都市計画法（忍野村風致地区条例）
  - 都市計画法（第1種低層住居専用地域）
  - 都市計画法（市街化調整区域）
  - 都市計画法（岳南広域都市計画高度地区）
  - 海岸法
  - 県境
  - 市町村境
  - ※ 県境未確定地については明確な色分けをしていない。
  - 富士吉田市富士山世界遺産条例
  - 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
  - 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例
  - 土地利用事業指導要綱
  - 屋外広告物法：山梨県・静岡県全域

範囲